7　第五項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第四十一条　市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、管理不全所有者不明土地又は管理不全隣接土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。 2　第十三条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による立入調査について準用する。	備考 不要の部分は消すこと。

（国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～二十五　（略） 二十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～二十五　（略） 二十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項並びに第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）

（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用地部の所掌事務） **第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～九　（略） （削る） 十～十三　（略） 十四　所有者不明土地の利用の円滑化等（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三条第一項に規定する所有者不明土地の利用の円滑化等をいう。第百三十二条第十一号において同じ。）を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。 （用地企画課の所掌事務） **第百三十二条**　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）	（用地部の所掌事務） **第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～九　（略） 十　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。 十一～十四　（略） （新設） （用地企画課の所掌事務） **第百三十二条**　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）